

品川区里親等に対するレスパイト・ケア事業実施要綱

制定 令和6年10月1日区長決定

要綱第350号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区児童相談所の所長（以下「児童相談所長」という。）が現に里親に委託している児童（以下「委託児童」という。）を養育している里親およびファミリーホーム養育者（以下「里親等」という。）に対し、一時的な休息のための援助（以下「レスパイト・ケア」という。）を行い、養育に係る負担を軽減することを目的とする。

(利用者)

第2条 レスパイト・ケアの利用の対象となる者（以下「利用者」という。）は、現に委託児童を養育している里親等で、次に掲げる事由により、レスパイト・ケアを必要とする者とする。

- (1) 里親等の疾病
- (2) 育児疲れ、慢性疾患児等の看病疲れ、育児不安など身体上または精神上的事由
- (3) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- (4) 冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- (5) 前各号に定めるもののほか、里親等が委託児童の養育を継続するために必要なりフレッシュを求める場合等

(受入先)

第3条 利用者がレスパイト・ケアを利用する場合にその養育する委託児童の受入れ等を行うもの（以下「受入先等」という。）は、原則として、里親およびファミリーホームとする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、当該委託児童の状況を踏まえて児童相談所長が必要と認める場合は、入所児童（児童養護施設、乳児院またはファミリーホーム（以下「児童養護施設等」という。）に入所している児童をいう。）の処遇に支障を及ぼさない範囲で、児童養護施設等を受入先として利用することができる。

- (1) 当該委託児童の養育に専門的ケアが必要で、かつ里親およびファミリーホームにおいて受け入れて養育させることが困難であるとき。
- (2) 当該委託児童の状況に鑑み、児童養護施設等への入所経験があり慣れ親し

んでいる児童養護施設等に再委託することが児童の処遇上望ましいと判断されるとき。

- (3) 前2号に定めるもののほか、緊急にレスパイト・ケアの実施が必要と認められたとき。

(実施方法)

第4条 レスパイト・ケアは、利用者が養育している委託児童を受入先等が受け入れて養育することにより実施するものとする。ただし、児童相談所長が特に必要と認めたときは、受入先等から利用者の家庭に養育者を派遣し、当該利用者等が養育している委託児童の養育を実施することができる。

(利用日数)

第5条 レスパイト・ケアを利用することができる期間は、委託児童の福祉を優先し、当該委託児童および次条の規定による申込をした利用者の状況等を考慮した上で、児童相談所長が決定するものとする。

(利用申請)

第6条 レスパイト・ケアの利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、原則として、レスパイト・ケアの利用を希望する日の7日前までに、レスパイト・ケア利用申込書（第1号様式）に児童の状況連絡票（第2号様式。以下「児童の状況連絡票」という。）を添付して、申請者の居住地を管轄する児童相談所に申し込むものとする。ただし、緊急にレスパイト・ケアを利用する必要があると児童相談所長が認めるときは、この限りでない。

(受入先等の選定等)

第7条 申請者の居住地を管轄する児童相談所の長は、前条の規定による利用の申請があったときは、申請者が養育している委託児童（以下「再委託児童」という。）に係る再委託児童の状況連絡票（第3号様式）を作成し、再委託児童を措置する児童相談所（以下「児童を措置する児童相談所」という。）に、レスパイト・ケアの利用の申請があった旨を連絡する。

- 2 申請者の居住地を管轄する児童相談所は、第3条の規定を踏まえ、児童を措置する児童相談所と協議の上、受入先等を選定する。
- 3 申請者の居住地を管轄する児童相談所は、前項の規定による受入先等の選定結果について、申請者および受入先等の候補から内諾（申請者の居住地を管轄する児童相談所の所管区域以外の区域に居住している里親等を受入先等の

候補とする場合にあっては、当該里親等の居住地を管轄する児童相談所の内諾を含む。)を得た上で、児童を措置する児童相談所にその旨を連絡する。

- 4 申請者の居住地を管轄する児童相談所は、第1項から前項までに規定する再委託児童の受入先等の選定等に係る業務の全部または一部を業務の遂行に必要な知識および経験があり、レスパイト・ケアを適切に実施できると区が認めた者に委託することができる。

(決定)

第8条 児童を措置する児童相談所の長は、前条第3項の規定により申請者の居住地を管轄する児童相談所から連絡を受けたときは、その内容を確認し、レスパイト・ケアの利用の決定を行い、申請者に対しレスパイト受入先決定通知書(第4号様式。以下「レスパイト受入先決定通知書」という。)により、受入先等に再委託決定通知書(第5号様式。以下「再委託決定通知書」という。)により、当該決定をした旨を通知するものとする。

- 2 申請者の居住地を管轄する児童相談所は、レスパイト受入先決定通知書を利用者に、再委託決定通知書を受入先等に、それぞれ送付するものとする。
- 3 申請者の居住地を管轄する児童相談所は、第1項の連絡を受けたときは、受入先等(受入先等が、申請者の居住地を管轄する児童相談所の所管区域以外の区域に居住する里親および当該区域に存するファミリーホームの場合には、当該里親およびファミリーホームの居住地の児童相談所を含む。)に対し、再委託児童および申請者の状況について必要な情報を提供する。
- 4 受入先等は、再委託決定通知書を受け取った後、当日までに、再委託児童の受入れ体制を整える。

(引渡しおよび受入れ)

第9条 前条第1項の規定による利用の決定を受けた者(以下「利用決定者」という。)は、再委託児童を預けるに当たり、原則として受入先等まで再委託児童の送迎を行うとともに、衣類、服薬品等レスパイト・ケアの利用中に再委託児童が必要となるものをあらかじめ用意し、受入先等に渡すものとする。

- 2 利用決定者は、再委託児童を預けるに当たり、受入先等に対して児童の状況連絡票により、再委託児童の養育に関する必要な留意事項を伝える。
- 3 利用決定者が第1項の規定により送迎を行い、再委託児童に必要となるものを渡すときおよび前項の規定により留意事項を伝えるときは、原則として、

利用決定者の居住地を管轄する児童相談所の職員が立ち会うものとする。ただし、利用決定者の居住地を管轄する児童相談所は、当該業務の全部または一部をフォスタリング機関に委託することができる。

- 4 レスパイト・ケアの利用中に再委託児童に事故等が生じた場合は、受入先等は、利用決定者の居住地を管轄する児童相談所（受入先等が、利用決定者の居住地を管轄する児童相談所の所管以外の地域に居住する里親および当該区域に存するファミリーホームの場合には、当該里親およびファミリーホームの居住地を管轄する児童相談所。次条において同じ。）に連絡するものとする。この場合において、その連絡を受けた児童相談所は、速やかに、児童を措置する児童相談所と連携した対応（その連絡を受けた児童相談所が当該里親およびファミリーホームの居住地を管轄する児童相談所であるときは、利用決定者の居住地を管轄する児童相談所との情報の共有および当該対応）をするものとする。

（完了の報告）

- 第10条 受入先等は、レスパイト・ケアの終了後、利用決定者および利用決定者の居住地を管轄する児童相談所に対してレスパイト・ケア報告書（第6号様式。以下「レスパイト・ケア報告書」という。）を提出し、完了の報告をする。

- 2 前項の規定によりレスパイト・ケア報告書の提出を受けた児童相談所は、受入先等にその内容を確認した後、児童を措置する児童相談所にレスパイト・ケア報告書を送付し、完了の報告をする。

（経費）

- 第11条 受入先等は、レスパイト・ケアに要する経費について、請求書（第7号様式）に前条第1項の規定により提出したレスパイト・ケア報告書の写しその他の関係書類を添付して区長に請求するものとする。

- 2 区長は、前項の規定により経費の請求があった場合は、品川区ファミリーホーム・里親等措置費支弁基準（令和6年10月1日 子ども未来部長決定）に基づき支出する。

- 3 利用者に対してレスパイト・ケアに係る費用徴収はしない。

（損害賠償）

- 第12条 受託児童に係る事故について、受入先等である里親およびファミリ

一ホームが民法（明治29年法律第89号）第709条および第714条に基づく損害賠償責任を負う場合は、区が受入先等に代わってその責に任ずる。ただし、受入先等の故意または過失による場合は、この限りでない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、レスパイト・ケアの実施に関し必要な事項は、児童相談所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区児童相談所長 あて

申込者氏名 _____

申込者氏名 _____

レスパイト・ケア利用申込書

品川区里親等に対するレスパイト・ケア事業実施要綱に基づき、下記のとおりレスパイト・ケアの利用を希望します。

住 所	〒
電話番号	()
緊急連絡先	()
利用する理由	
利用希望日	(第1希望) 年 月 日 () 午前・午後～ 月 日 () 午前・午後 (第2希望) 年 月 日 () 午前・午後～ 月 日 () 午前・午後 (第3希望) 年 月 日 () 午前・午後～ 月 日 () 午前・午後
受入先	※児童養護施設や乳児院は子どもの状況を踏まえて、児童相談所長が必要と認める場合に限ります。 <u>里親・ファミリーホームで希望する受入先がある場合に、里親名・ファミリーホーム名を記載して下さい。</u>
児 童 数	人 ※各児童「児童の状況報告」を添付すること。

児童相談所確認欄 (申込者は記入不要)	確認者氏名 : 利用事由 : (ア～オで記入)
(ア) 里親等の疾病 (イ) 育児疲れ、慢性疾患児等の看病疲れ、育児不安など身体上または精神上的の事由 (ウ) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由 (エ) 冠婚葬祭、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由 (オ) その他、委託児童の養育を継続していくうえで、里親等がリフレッシュを求める場合等	

第2号様式（第6条関係）

児童の状況

年 月 日

児童氏名（ふりがな）	性別	年齢	利用者の居住地 の児童相談所名
	男・女	才	
① ここ1週間の児童の体調について（ 良い ・ 普通 ・ 悪い ）。 ※「悪い」と答えた場合は、具体的な様子を記入してください。			
② 現在服用している薬について（ ある ・ ない ）。 ※「ある」と答えた場合は薬の種類と服用方法を記入してください。			
③ 食物の好き嫌いやアレルギーについて（ ある ・ ない ）			
④ その他健康面での留意事項			
⑤ その他レスパイト・ケア受入中に配慮すべき事項			

（注）利用者が、再委託児童引渡し時に受入先等に渡し、内容を口頭等で確認すること。

第3号様式（第7条関係）

再委託児童の状況連絡票

年 月 日

利用者の居住地 の児童相談所名		担当者名	
児 童 氏 名			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	
保育園・幼稚園 小 学 校 名 等		学年・クラス および担任名等	
利 用 者 氏 名			
現 住 所		電 話 番 号	
緊急連絡先住所		電 話 番 号	
利 用 理 由			
利 用 期 間			
通算利用日数	当該年度（ ）日 ※今回申請の利用期間を除く。		
レスパイト利用予定日 受入先訪問日時			
利 用 者 等 の 状 況			
受 入 先 候 補	里親・ファミリーホーム名（ ） 住所（ ） 施設名（ ）		
特 記 事 項			
備 考			

第 号
年 月 日

（里親名） 様

品川区児童相談所長

印

レスパイト・ケア受入先決定通知書

年 月 日付で申請のありましたレスパイト・ケアの利用については、下記のとおり受入れが決定しましたので、通知します。

記

1 利用日

年 月 日（ ）から 月 日（ ）まで

2 受入先

里親氏名等：

住所：

電話番号：（ ）

3 児童氏名

第 号
年 月 日

里親名または代表者 様

品川区児童相談所長 印

再委託決定通知書

品川区里親等に対するレスパイト・ケア事業実施要綱に基づき、レスパイト・ケアの受入先として、下記のとおり再委託します。

記

1 レスパイト・ケア利用者氏名

2 再委託する児童氏名

(年 月 日生)

(年 月 日生)

3 委託期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 委託児童について遵守すべき事項

- (1) 委託児童の受入れ内容については、品川区児童相談所と事前に確認を行ってください。
- (2) 委託児童の受入れ当日に、児童を受け入れるに当たっての留意事項を利用者と確認をしてください。
- (3) 委託児童のレスパイト・ケア受入中に事故等が生じた場合は、直ちに次の品川区児童相談所に連絡してください。

担当者名

電話番号

年 月 日

レスパイト・ケア報告書

受入先

児童氏名（ふりがな）	性別	年齢	利用者氏名
	男・女	才	
利用期間			
年 月 日～ 年 月 日 日間			
① 受入中の児童の体調について（ 良い ・ 普通 ・ 悪い ）。 ※「悪い」と答えた場合、具体的な様子を記入してください。			
② 受入中の薬の利用の状況について（ した ・ しなかった ） ※現在服用中の薬があるが服用しなかった場合や、当日必要が生じて薬を利用した場合には、その理由や対応を記入してください。			
③ 食事の状況について（ よく食べた ・ 普通 ・ あまり食べなかった ） ※食事内容や食事の様子、「あまり食べなかった」場合の対応等を記入してください。			
④ レスパイト中の児童の様子や過ごし方、その他、レスパイト中の連絡事項			

（注1）レスパイト終了時に利用者、品川区児童相談所に各1部提出してください。

（注2）この記録簿は、再委託児童ごとに作成してください。

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

品川区長 あて

請求者 住所
(所在地)
氏名
(代表者名)

請 求 書

品川区里親等に対するレスパイト・ケア事業実施要綱に基づき、レスパイト・ケアの受入先として、下記の金額を請求します。

円	
受入期間	年 月 日～ 年 月 日
受入児童	氏名 年 月 日生
児童が2歳以上の場合（受入期間が2歳の誕生日をまたぐ場合は誕生日以降の日数）	
受入日数	日 × 5,600円 = 円
児童が2歳未満の場合（受入期間が2歳の誕生日をまたぐ場合は誕生日前日までの日数）	
受入日数	日 × 8,640円 = 円

※ 請求書にレスパイト・ケア報告書（写し）を添付して、受入れごとに請求すること。

※ 複数の児童を受け入れた場合は、児童ごとに請求書を作成すること。